

令和 8 年度予算概算要求について

令和 7 年度食品アクセス全国キャラバン（第 1 回）
令和 7 年 9 月 25 日（木）、26 日（金）

こども家庭庁

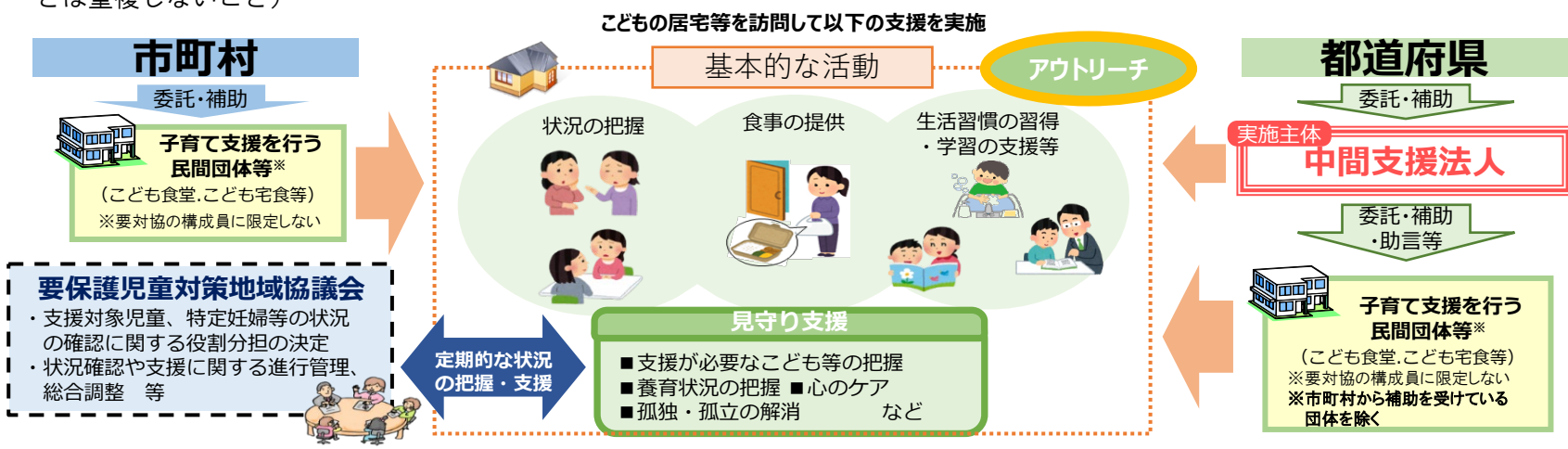
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）
※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）
※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】 ①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県
【補助率】 ①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）
【補助基準額】 ①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円） 1

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○ **地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大12,483千円（8,502千円））

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：15,075千円（11,065千円）

ア 食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う事業（補助基準額：3,140千円（3,070千円））

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）

イ 多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など様々な体験や交流等を提供する事業

（補助基準額：3,910千円）

ウ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）

（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）

エ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,913千円（2,912千円））

オ その他上記に類する事業

※ ア～オを組み合わせて実施（ウは①又は②いずれかのみ）

○ **要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,592千円（2,563千円））

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験や多様な人との交流機会の提供



こども用品の提供



発見

連携

支援が必要なこども

要保護児童
対策地域
協議会

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2／3、都道府県・市町村：1／3

令和8年度概算要求額 15億円（－億円）

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～6割（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

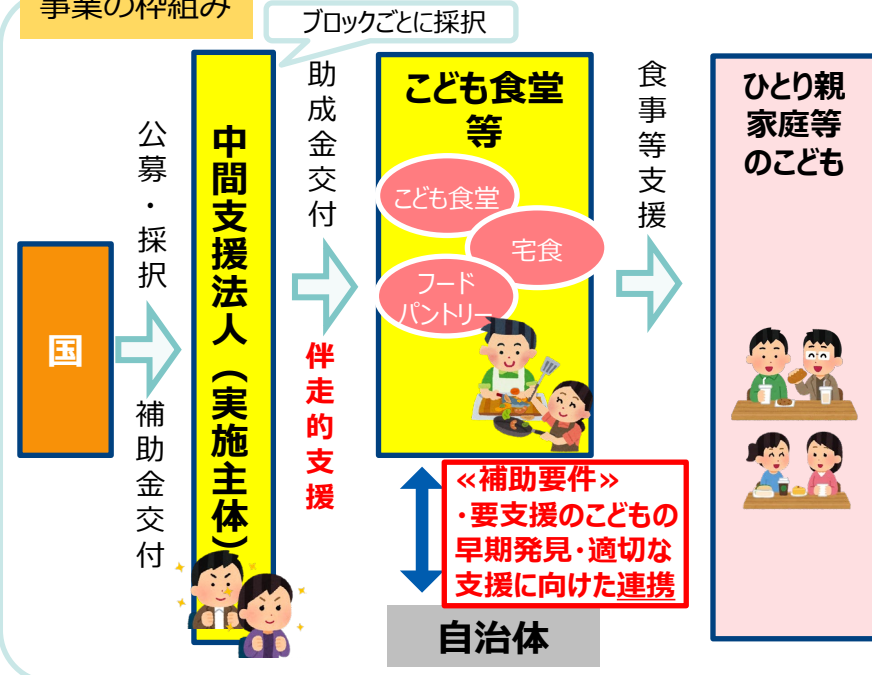
【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。

事業の枠組み



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：190,000千円
 【補助率】 定額（国：10/10相当）